

身体障害者福祉法指定医師申請書

下記のとおり、身体障害者福祉法第15条第1項の規定による指定医師として指定されたく申請します。

記

- 1 医療機関の名称及び所在地
〇〇〇〇病院
〇〇〇市〇〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇
- 2 開設者の住所及び氏名又は名称
〇〇〇市〇〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇
〇〇〇〇病院
院長 愛媛 次郎
- 3 標榜している診療科名
内科、外科、整形外科、小児科
- 4 担当しようとする診療科名（最も得意とするもの）
整形外科
- 5 担当しようとする身体障害の種類
肢体不自由

※添付書類（同意書、履歴書、医師免許証の写）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

指定医師申請者 住所 〇〇郡〇〇町〇〇

氏名 愛媛 太郎 ⑩

愛媛県知事 中村 時広 様

同 意 書

医 師 氏 名	愛 媛 太 郎
医 療 機 関 及 び 所 在 地	〇〇〇〇病院 〇〇〇市〇〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇
担 当 科 名	整 形 外 科
<p>身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師として指定されることに同意する。</p> <p>平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>医療機関開設者</p> <p>〇〇〇〇病院 院長 愛 媛 次 郎 (印)</p> <p>医 師</p> <p>愛 媛 太 郎 (印)</p>	

身体障害者福祉法指定医師変更届

区 分	新	旧
病院又は 診療所の 名 称	〇〇〇〇診療所	〇〇〇〇病院
所 在 地	〇〇郡〇〇町〇〇	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
変 更 年 月 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	

身体障害者福祉法第15条第1項の規定による指定医師の所在地について、上記のとおり変更しましたのでお届けします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

愛媛県知事 中村 時広 様

医師氏名

愛 媛 太 郎 ⑩

身体障害者福祉法指定医師辞退届

身体障害者福祉法第15条第1項の指定による指定医師として指定を受けておりますが、下記のとおり辞退いたします。

記

- 1 医療機関の名称及び所在地
〇〇〇〇病院
〇〇〇市〇〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇
- 2 標榜している診療科名
内科、外科、整形外科、小児科
- 3 担当した診療科名（最も得意とするもの）
整形外科
- 4 担当した身体障害の種類
肢体不自由
- 5 辞退の理由
退職したため

平成〇〇年〇〇月〇〇日

指定医師申請者 住所 〇〇郡〇〇町〇〇

氏名 愛媛 太郎 ⑩

愛媛県知事 中村 時広 様

愛媛県身体障害者福祉法第15条第1項の規定による医師の指定基準

- 1 法第15条第1項に規定する医師を指定する場合には、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能障害、音声、言語若しくはそしゃく機能障害、肢体不自由、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう若しくは直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害又は肝臓機能障害の医療に関係のある診療科名を標榜している病院又は診療所において診療に従事し、かつ、その診断に関する相当の学識経験を有する医師について行うものとする。
- 2 1に掲げる医療に関係のある診療科名は、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2に規定される診療科とする。1に掲げる医療に関係のある診療科名及び留意点は別紙のとおりとする。

ただし、平成20年3月31日以前から標榜していた呼吸器科、消化器科、胃腸科、循環器科、気管食道科等については、看板の書き換え等、広告の変更を行わない限り、引き続き標榜することが認められていることに留意すること。
- 3 法第15条第2項の規定に従い、医師の指定に当たって愛媛県社会福祉審議会の意見を聴く際には、以下の事項について十分に審査を行い、指定医師の専門性の確保に努めるものとする。
 - ア 医籍登録日
 - イ 担当しようとする障害分野
 - ウ 当該医師の職歴
 - エ 当該医師の主たる研究歴と業績
 - オ その他必要と認める事項

別紙

- (1) 視覚障害の医療に係るのある診療科名
眼科、小児眼科、神経内科、脳神経外科
注) 眼科以外の診療科にあつては、腫瘍・神経障害等による視力喪失者の診療に限る。
- (2) 聴覚障害の医療に係るのある診療科名
耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、神経内科、脳神経外科
注) 耳鼻科以外の診療科にあつては、腫瘍・神経障害等による聴力喪失者の診療に限る。
注) 原則として、耳鼻咽喉科学会認定の耳鼻咽喉科専門医（以下「専門医」という。）を指定すること。専門医でない耳鼻咽喉科の医師又は耳鼻咽喉科以外の医師を指定する場合は、聴力測定技術等に関する講習会の受講を推奨するなど専門性の向上に努めること。
- (3) 平衡機能障害の医療に係るのある診療科名
耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、神経内科、脳神経外科、リハビリテーション科
- (4) 音声、言語機能障害の医療に係るのある診療科名
耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、内科、気管食道内科、神経内科、気管食道外科、脳神経外科、形成外科、リハビリテーション科
- (5) そしゃく機能障害の医療に係るのある診療科名
耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、気管食道内科、神経内科、気管食道外科、形成外科、リハビリテーション科
- (6) 肢体不自由の医療に係るのある診療科名
整形外科、外科、小児外科、内科、神経内科、脳神経外科、形成外科、リウマチ科、小児科、リハビリテーション科
- (7) 心臓機能障害の医療に係るのある診療科名
内科、循環器内科、心臓内科、外科、心臓血管外科、心臓外科、胸部外科、小児科、小児外科、リハビリテーション科
- (8) じん臓機能障害の医療に係るのある診療科名
内科、循環器内科、腎臓内科、人工透析内科、外科、移植外科、小児科、小児外科、泌尿器科、小児泌尿器科
- (9) 呼吸器機能障害の医療に係るのある診療科名
内科、呼吸器内科、気管食道内科、外科、呼吸器外科、気管食道外科、胸部外科、小児科、小児外科、リハビリテーション科
- (10) ぼうこう又は直腸機能障害の医療に係るのある診療科名
泌尿器科、小児泌尿器科、外科、消化器外科、内科、消化器内科、神経内科、小児科、小児外科、産婦人科（婦人科）
- (11) 小腸機能障害の医療に係るのある診療科名
内科、消化器内科、胃腸内科、外科、消化器外科、腹部外科、小児科、小児外科
- (12) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の医療に係るのある診療科名
内科、血液内科、感染症内科、呼吸器内科、外科、小児科、産婦人科
注) エイズ治療拠点病院での従事経験があることが望ましい。
- (13) 肝臓機能障害の医療に係るのある診療科名
内科、消化器内科、肝臓内科、外科、消化器外科、移植外科、腹部外科、肝臓外科、小児科、小児外科